公　示　送　達　書

送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められるため、地方税法第２０条の２の規定及び塩尻市税条例第１８条により、次のとおり公示する。

令和８年１１月１９日

塩尻市長　百　瀬　　敬

1　書類の要旨

No.	番号	名前
1	081002207	高橋　千笑
2	081002207	小澤　康弘

2　書類の保管

この書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付する。